

議第14号

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例について

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

駐車場法施行令及び国の標準駐車場条例の改正に伴い改正しようとする。

高山市駐車施設附置条例の一部を改正する条例

高山市駐車施設附置条例（昭和56年高山市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)					(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)					
<p>第3条 駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、次の表の（ア）欄に掲げる面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる区域等に応じた（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>					<p>第3条 駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、次の表の（ア）欄に掲げる面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる区域等に応じた（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>					
（ア）	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計				（ア）	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計				
（イ）	1,000平方メートル				（イ）	1,000平方メートル				
（ウ）	高山市景観計画に定める城下町景観重点区域		左記以外の整備地区			（ウ）	高山市景観計画に定める城下町景観重点区域		左記以外の整備地区	
（エ）	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	（エ）	特定用途に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	左記以外の用途に供する部分				百貨店その他の店舗の用途に供する部分	左記及び共同住宅以外の用途に供する部分			
（オ）	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	150平方メートル	450平方メートル	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	150平方メートル	450平方メートル
（カ）	$1 - \left((1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / ((6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{ア}) \text{ 欄に掲げる面積}) - (1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})) \right)$				（カ）	$1 - \left((1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / ((6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{ア}) \text{ 欄に掲げる面積}) - (1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})) \right)$				
備考	（略）				備考	（略）				
(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)					(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)					
<p>第3条の2 整備地区において、特定用途に供する部分の床面積が（ア）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（イ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（ウ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（エ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（エ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の</p>					<p>第3条の2 整備地区において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数（<u>共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。</u>）が（ア）欄に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、（イ）欄に掲げる建築物の部分の床面積（<u>共同住宅の用途においては戸数</u>）をそれぞれ（ウ）欄に掲げる面積（<u>共同住宅の用途においては戸数</u>）で除して得た数値を合計した数値（（エ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（エ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上</p>					

面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りではない。

(ア)	2,000平方メートル			
(イ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分
(ウ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル
(エ)	1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / (2 × 延べ面積))			
備考	(略)			

2 (略)

(駐車施設の規模)

第5条の3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	2,000平方メートル				2,000平方メートルかつ50戸以上
(イ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(ウ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(エ)	1 - ((6,000平方メートル - 延べ面積) / (2 × 延べ面積))				
備考	(略)				

2 (略)

(駐車施設の規模)

第5条の3 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の

3 (略)

4 第3条の2、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りではない。

(適用の除外)

第8条 (略)

端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 (略)

4 第3条の2、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(適用の除外)

第8条 (略)

(廃止の届出)

第8条の2 第3条から第5条までの規定により附置された駐車施設(第7条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に駐車場整備地区に指定されている区域内において、この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、改正後の第3条の2並びに第5条の3第2項及び第4項の規定は適用しない。